

米国居住者が内国法人株式を売却した場合の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人A社は、創業が古いこともあって、我が国の不動産を多く保有しており、株式の時価の大半（50%超）を不動産の価値が占めている。A社の創業者で筆頭株主（A社株式の30%所有）である米国居住者Bは、所有株のすべてを第三者に売却することを考えているが、課税関係はどうなるのか。

なお、Bは、我が国に支店等の恒久的施設を有していない。

〔ポイント〕

米国居住者が内国法人の株式を売却する場合の課税関係を次の項目に分けて検討する。

- 1 非居住者が内国法人の株式を売却した場合の国内法の課税関係
 - (1) 事業譲渡類似等の株式の場合
 - (2) 不動産化体株式に該当する場合
- 2 日米租税条約の適用関係

〔検討〕

1 非居住者が内国法人の株式を売却した場合の国内法の課税関係

我が国に支店等の恒久的施設を有しない非居住者が、内国法人の株式を売却した場合、原則として我が国での課税関係は生じない。しかし、その株式の譲渡が買集め等によるものである場合のほか、事業譲渡類似等の株式を売却した場

合、及び不動産化体株式を売却した場合は、我が国で課税されることとされ、確定申告をしなければならない（所法164①四イ、所令291①三、四）。

(1) 事業譲渡類似等の株式の場合

事業譲渡等に類似する株式等の譲渡による所得とされる要件は、次のとおりである（所令291⑥）。

イ 株式等の譲渡以前3年内のいずれかの時において、内国法人の株式等の25%以上を保有していたこと

ロ 株式等を譲渡した年において、その法人の株式等の5%以上を譲渡したこと

なお、25%及び5%の判定をする場合、その内国法人の特殊関係株主等の全体で判定されることになる。特殊関係株主等とは、その内国法人の株主等及びその株主等と同族関係にある者をいう。組合形態での投資は別途規定されている。

事例の場合、BはA社株式の30%を所有し、一括して売却する予定なので、この事業譲渡等に類似する株式を売却することとなり、確定申告をしなければならないこととなる。

(2) 不動産化体株式に該当する場合（所法164①四、所令291①四）

① 意義

不動産化体株式とは、不動産関連法人の株式をいう。不動産関連法人とは、その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等（他の不動産関連法人の株式等を含む。）の資産の価

額の合計額の占める割合が50%以上である法人(外国法人も含まれる。)をいう(所令291⑧)。

② 課税対象となる譲渡の範囲

非居住者の有する不動産化体株式の譲渡による所得のうち、次に掲げる譲渡による所得が課税対象となる(所令291⑨)。

(イ) 金融商品取引所に上場されている場合

不動産関連法人の特殊関連株主等がその発行済株式等の総数(自己株式は除かれる。)の5%超を有し、その譲渡をした非居住者等が特殊関係株主等である場合のその譲渡

(ロ) (イ)以外の場合

不動産関連法人の特殊関係株主等がその発行済株式等の総数(自己株式は除かれる。)の2%超の株式を所有し、その譲渡をした非居住者等が特殊関係株主等である場合のその譲渡

③ 所有割合の判定の基準日

上記ロの所有割合の判定の基準は、その譲渡の日の属する年の前年の12月31日である(所令291⑨一)。

以上によれば、A法人は不動産関連法人に該当し、その譲渡は、不動産化体株式の譲渡に該当することになる。

(3) みなし配当

仮に、第三者への売却ではなくA社に売却した場合、売却価格のうち資本等の金額を超える部分の金額はみなし配当とされ、みなし配当とされる部分以外の金額が譲渡所得の収入金額となる。

2 日米租税条約の適用関係

(1) キャピタルゲイン(譲渡収益)

日米租税条約13条のキャピタルゲイン条項では、キャピタルゲインについては、①不動産譲渡収益、②不動産化体株式等譲渡収益、③破綻金融機関株式譲渡収益、④恒久的施設の事業用資産を構成する動産の譲渡収益を除いて譲渡者が居住者とされる締約国(Bの場合、米国)に

おいてのみ課税されると規定している。

したがって、国内法で事業譲渡類似等の株式の譲渡に該当する場合でも日米租税条約の適用により課税されないこととなる。一方、不動産化体株式等の譲渡に該当する場合は、日米租税条約の適用上も我が国で課税されることになる。

(2) 不動産化体株式譲渡収益

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人であって、その有する資産の価値の50%以上が当該他方の締約国に存在する不動産により直接又は間接に構成されるものの株式を譲渡することにより取得する収益については、その実質が不動産自体の譲渡収益に類似することから、その不動産の所在地国においてその国内法に従って租税を課することを認めている(同条2(a))。

ただし、当該株式が公認の有価証券市場において取引されるものであり、かつ、譲渡者及び特殊関連者が所有する株式がその発行済株式の総数の5%以下である場合は、譲渡者の居住地国のみによる課税と規定されている。

結局、不動産化体株式の譲渡については、国内法と同様の規定ぶりであって、国内法と同様に規定されることになる。

3 まとめ

Bについては、日米租税条約の適用により事業譲渡等に類似する譲渡収益については課税されないことになるが、不動産化体株式の譲渡収益は、国内法と同様に課税されることになる。